

# 傍聴、請願・陳情など

**傍聴** 本会議や委員会は、一般に公開されています。  
日程については、ホームページ等でご確認ください。

**本会議** 自由に傍聴することができます。（定員86人）  
傍聴される方は、市役所東館8階の傍聴席入口で本会議  
傍聴申込書をご記入の上、お入りください。

イヤホンをご希望の方には、貸し出しております（イヤ  
ホン使用可の一般傍聴席6席）。

また、車いすでも傍聴できます。

手話通訳を希望される方は、傍聴希望日の5日前（閉庁  
日を除きます。）までにお申し込みください。

**委員会** 各委員長の許可の上、傍聴することができます。  
(定員10人)

傍聴を希望される方は、委員会開会日の午前8時30分  
から委員会開会時刻の15分前までの間に、6階の議会  
事務局でお申し込みください。

※予算決算委員会・全体会については、本会議と同様の手続きとなります。



## 議員の寄附行為の禁止

議員は、選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、  
時期や理由を問わず、特定の場合を除いて、法律で禁止  
されています。

また、有権者が議員に寄附を求めることが禁止されて  
います。



町内会の集会や旅行への  
寸志、差し入れ



落成式や開店祝いへの  
花輪



富山市議会では、議員個人による弔電、祝電も廃止しております。  
ご理解の程、よろしくお願ひいたします。



葬式・結婚式での  
代理出席者からの香典、祝金



## 傍聴の際の注意事項

- 私語や飲食など会議の妨害になることはしないでください。
- 拍手など可否の表明はしないでください。
- 写真の撮影、音声の録音はしないでください。
- 携帯電話の電源はお切りください。
- 帽子、コート、マフラーの類は着用しないでください。

### (以下、新型コロナウイルス感染症対策)

- 手洗い、マスク着用を含む咳工チケット等を徹底してください。
- 各フロアに設置のアルコール消毒液をご利用ください。



※傍聴については、3密を避ける対策への  
ご協力をお願いします。

## ？ 請願・陳情ってなあに？

市民は、市政についての要望や意見を議会に出す  
ことができ、議員の紹介があるものを請願、ないもの  
を陳情と呼んでいます。

なお、請願書・陳情書は、いつでも受け付けてい  
ますが、定例会開会日の正午までに提出されたもの  
(陳情については、議長が必要と認めたもの)をそ  
の定例会で審査します。請願・陳情の審査の結果  
は、提出された方に後日通知します。

## 請願・陳情（市政への要望・意見）

請願書（議員の紹介あり）・陳情書（議員の紹介なし）  
を提出される方は、次の要領でお出しください。

- ① 請願・陳情の趣旨を具体的に記載してください。
- ② 提出年月日、提出者の住所および氏名（法人の場合は  
名称と所在地、代表者名）を記載し、署名または記名  
押印の上、議長宛てに提出してください（署名の場  
合は押印が不要になりました）。
- ③ 請願書の場合は、紹介議員の署名または記名押印が必  
要です。
- ④ 定例会開会日の正午までに提出されたものを、その定例会  
で審査・処理しています。

**【お問い合わせ】 議会事務局 議事調査課**

TEL 443-2158

※議員の連絡先は、ホームページでご覧いただけます。

## 請願（陳情）の書式例

### 〈表紙〉

○○○に関する請願書  
(陳情書)

紹介議員  
(陳情書には不要)

○○○○  
(署名または記名押印)

### 〈本文〉

○○○に関する請願書  
(陳情)

1: 趣旨  
2: 理由

年 月 日

請願（陳情）者  
住所  
氏名

(宛先) 富山市議会議長